

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口構造として令和2年度10月1日現在の年少人口(0~14歳)は2,709名、生産年齢人口(15~64歳)は10,804名、老年人口(65歳以上)は4,768名である。また、人口増加率は7.7%の増、世帯増加率は12.4%の増となっており、人口及び世帯数については年々増加している状況にある。

本町内における産業構造については第一次産業が2.1%、第二次産業が27.5%、第三次産業が70.4%(令和2年国勢調査)となり、神奈川県平均及び全国平均と比較して第一次産業及び第二次産業の従事割合が高い状況である。

本町では人口は増加傾向にあるものの、今後高齢化や後継不足に伴う中小企業事業者及び農業従事者の廃業も予想されており、今後深刻化することが見込まれるものである

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。そのため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、区域については町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、業種及び事業等についてはすべてを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者向けの支援措置である税制支援の適用期間と合わせるため、国の同意日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。町税を滞納している者を除く。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。